外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（案）についての意見・情報の募集について

〇御意見の内容及びそれに対する考え方

	御意見の概要	回答
1	本基準案における「特定技能2号」への移行要件に対し、実効性のある「社会的適応度」の評価基準を導入いただきたい。	特定技能外国人が在留資格に基づく本来の活動を行っていない等の不正に対しては、在留資格の取り消しが行われるほか、漁業分野における特定技能2号への移行に当たっては、受入れ機関が認めた２年以上の実務経験及び日本語能力試験N3以上を要件としていることから、地域社会への適応に必要な基準を満たしているものと考えます。
2	一部文言が不適切ではないか。	本件の記載内容については、育成就労法等の法令に準拠した表現を使用しております。

	御意見の概要	回答
3	より長期の滞在を可能にし、転籍緩和だけでなく、将来的な家族帯同の拡大まで行うことは、日本社会全体の構造を変える問題にも関わらず、十分な国民的議論が行われていない。 育成就労制度は単なる労働政策ではないため、拙速な制度拡大に強く反対する。	育成就労制度の受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でもなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られているものです。また、育成就労制度においては、原則として、家族の帯同を認めておりません。 また、育成就労制度の運用については、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」において、業界における国内人材確保等の取組等について有識者による議論やパブリックコメントを実施した上で、方針を決定してきているところです。
4	日本人労働者の賃金・労働環境の改善を優先すべきであり、外国人材の安易な受入れ拡大には反対。生活支援・教育・医療・行政コストなど受け入れに伴う社会的コストの試算が不十分である。	
5	外国人と現地住民との問題が既に生じていること、これ以上の受入れは社会負担の増大につながることから、外国人受入れの拡大（特に家族帯同の拡大）には強く反対。	

	御意見の概要	回答
6	訴訟問題が発生した場合のことが想定されていないが、漁業者の多くは零細で、問題が発生した場合の事業者負担を考えると、外国人を雇用するのはリスクでしかない。漁業はあらゆる点に注意をはらう仕事であるため、外国人材を複数人監視するのは困難と思われ、逆に厳格化しないことに疑問がある。	漁業分野では、分野特有の事情に鑑みて、漁船への配乗人数や監理支援機関等に対して厳格な対応をすることとしているところです。
7	「、監理支援機関の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）１人に対して、監理支援を行う育成就労実施者の数が８以下かつ育成就労外国人の数が40 以下であることとされている。」、「、監理支援機関の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）１人に対して、監理支援を行う育成就労実施者の数が16 以下かつ育成就労外国人の数が32 以下とする。とあるが、「以下」ではなく「未満」ではないのか。	ご指摘いただきありがとうございます。「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（案）の概要について」に対するご意見と思われますが、ご指摘のとおり、正しくは「未満」になります。
8	特定技能制度でも、一定の専門性を有しているとは考えられない人材が入ってきていたところ、育成就労制度では専門性を求めないとしており、さらに緩和されているのではないか。	育成就労制度は、我が国での３年間の就労を通じて特定技能１号水準の技能を有する人材を育成し、人材を確保することを目的としており、外国人の技能水準は設定しておりませんが、育成就労外国人に求められる日本語能力水準や、分野ごとの受入れ見込数を設定する等の対応をしていることから、緩和されているとは考えておりません。育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人が我が国で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度を構築し、長期にわたり我が国の産業を支える人材を確保することを目的としています。